

子ども・子育て会議	
資料 No. 2	H26, 02, 03

子ども・子育て会議の運営について

1 会議の位置付け

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として設置する地方版子ども・子育て会議は、条例で定めるところにより置かれるもので、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関となる。

2 会議の事務

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）の利用定員の設定について意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

3 委員の身分と任期

- (1) 委員の身分 地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する非常勤の特別職です。
- (2) 委員の構成 会議は、25 人以内で市長が委嘱します。

子どもの保護者		4 名
事業主を代表する者		3 名
労働者を代表する者		1 名
子育て支援事業の従事者		10 名
子育て支援の学識経験者		2 名
その他 市長が適当 と認める者	民生児童委員協議会	1 名
	社会福祉協議会	1 名
	京都府	1 名
	木津川市	2 名
臨時委員		必要に応じて設置

- (3) 委員の任期 委員の任期は、任命又は委嘱した日から2年です。
- (4) 委員の報酬 委員は、地方自治法203条の2に基づき報酬及び費用弁償の対象となります。
 - 委員長 日額9,000円
 - 委員 日額8,000円

4 会議の会長

会議の会長は委員の互選により定めます。

5 臨時委員

- (1) 専門の事項を調査する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- (2) 臨時委員は、専門の事項に関して学識経験のある者を市長が委嘱する。

6 部会

- (1) 会議は、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- (3) 会議は、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

7 会議

- (1) 会議は、会長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- (4) 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 庶務

会議の庶務は、子育て支援担当課（事務局）において処理する。